議第71号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次 のように改正する。

第2条第4号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第6号中 「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条 の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

第3条第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業または」を「農林水産物等販売業または」に改め、同項第1号ア中「電気供給業、」を「電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、」に、「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改め、同条第5項中「第9項および第10項」を「第11項および第12項」に改める。

第4条第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第5条第3項中「第9項および第10項」を「第11項および第12項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。